

条件付一般競争入札公告共通事項

1 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格確認申請書送信時までに、次に掲げる事項の全てに該当する者が、この入札に参加することができる。

なお、入札参加資格確認申請書の送信後に、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録事項（商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、本公告の問い合わせ先（八王子市総務部契約課）まで連絡すること。

共通資格要件事項

- (1) 八王子市における物品買入れ等競争入札参加有資格者であること。なお、商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等（以下「登録事項等」という。）に変更が生じ、電子調達サービスにおける変更手続が完了していない場合は、本公告の問い合わせ先（八王子市総務部契約課）まで連絡すること。
- (2) 申請から入札まで電子入札サービスを利用する上で有効な電子証明書を取得していること。
なお、登録事項等に変更が生じ、電子証明書の変更手続が完了していない場合は本公告の問い合わせ先（八王子市総務部契約課）まで連絡すること。
- (3) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
なお、公告日から開札日までに指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれにも該当していないこと。
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該案件の開札日前6か月以内に自らの手形若しくは小切手が不渡りとなった者
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされていないもの
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画案認可決定がされていないもの
- (5) 事業協同組合等が入札参加をする場合には、その組合等の構成員となっている者は入札参加できない。
- (6) 「関係する会社」間での同一案件への入札参加はできない。
※ 「関係する会社」については、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の手引きを参照のこと。（「その他情報の登録」に「関係会社」に関する説明がある。）

2 入札の方法

- (1) 入札方法
電子入札サービスで行う。
※ 電子入札操作手順書（物品）電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認の上、入札すること。入札書の送信は一度限りとなるので、注意すること。
- (2) 同価の場合の措置
落札予定者となる者が2者以上あるときは、くじで落札予定者を決定する。
- (3) 入札の辞退
入札を辞退する場合は、辞退理由を入力し送信すること。ただし、**入札後の辞退は認めない。**
- (4) 入札執行の回数等
入札執行の回数は2回とする。2回目（再度入札）を行う場合の入札期間及び開札の日は、電子入札サービスによる再度入札通知書で通知する。
なお、**再度入札及び開札とも原則として初度開札の同日中に行う**ので、開札予定日時以降は、開札結果あるいは再度入札通知書の発行状況等を注視すること。また、再度入札には、初度入札に参加した者のうち、当該入札が有効、かつ、最低制限価格以上の価格で入札したものが、参加できる。
※ 再度入札書提出期限は、原則として開札日の11時00分とするが、必ず再度入札通知書等で確認すること。
※ 再度入札通知書は、資格審査申請時に登録したメールアドレスに再度入札通知書発行の案内が送信される。
- (5) 入札者が1人であった場合の措置
入札を中止することがある。

3 入札保証金

免除する。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認手続

落札予定者を落札者として確定させるための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者から指示をされた落札予定者は、本公告で指示する書類を提出しなければならない。落札予定者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札時に遡及して入札書を無効とし、次順位者を落札予定者として、必要な書類の提出を求める。入札参加資格の確認は、落札者が確定するまで行う。

なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出

落札予定者は、入札執行者から書類の提出を求められた場合は、求められた日を含めて2日以内（閉庁日を除く。）に総務部契約課へ持参しなくてはならない。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(3) 入札参加資格確認申請に要する書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ その他指示する書類

(4) 入札参加資格の確認期限

落札予定者が確認書類を提出後、原則として、提出期限を含め4日以内（閉庁日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。確認結果は落札者のみに電話連絡するとともに、電子入札サービスから自動送信される電子メールにより落札者となった旨を通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

(5) 入札参加資格を有しないとされた者に対する理由の説明

落札予定者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を書面で通知する。また、通知を受けた日を含め4日以内に総務部契約課にその書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求められた日を含め、3日以内に書面で行う。

(6) 落札予定者の取消し

落札予定者が期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない場合又は自らの入札参加資格を証することができない場合は、落札予定者の権利は取り消され、当該入札書は無効とする。

5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定する場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札予定者とする。

(2) 落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた時点で、落札者となる。

なお、落札者が決定となった場合には、落札者に「落札決定通知書」を発行する。落札者は通知を受けたら速やかに総務部契約課で契約書を受領すること又は電子契約の手続をとること。

6 入札の無効等

八王子市契約事務規則（昭和39年規則第9号）第21条各号及び八王子市電子入札実施要領第6条各号に該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

(1) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の入札書

(2) 本公告で指定する事項に応じない落札予定者の入札書

(3) 期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない落札予定者の入札書

(4) 入札参加資格要件を満たしていない者の入札書

(5) 八王子市から指名停止又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書

(6) 設計図書等を受領せずに入札した者の入札書

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反した者の入札書

7 入札の中止等

入札参加者が談合又は不穏な行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札（開札）の執行を延期又は取りやめることがある。

また、入札（開札）後においても、市が不適正な入札であると判断した場合には、入札を無効とすることがある。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書を送信した時点で、この条件に同意したものとみなす。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札執行者は、入札参加者に対して、開札後に積算根拠資料を提出させることができる。積算根拠資料を提出しなかった場合は、その者が行った入札を無効とする。

(2) 入札書の送信後は、いかなる理由をもってしても異議を申し立てることができない。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上。

ただし、市契約事務規則第49条第2項に該当するものは免除。

10 前払金

支払わない。

11 契約書の作成及び契約の確定

八王子市及び落札者の両者が、契約書に記名・押印したときに確定する(契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、両者が承認し、電子署名が付されたときに確定する。))。

12 支払条件

別途設計図書等により指定する。

13 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
 - (2) 入札参加者は、「八王子市物品購入等競争入札参加者心得(電子入札用)」を熟読すること。
 - (3) 落札者の決定後、当該案件の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。
 - (4) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
 - (5) 契約書は所定の契約書を使用し、その契約条項を次のとおり閲覧に供する。
 - ア 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所本庁舎8階 総務部契約課
公告日から質問締切日までの午前9時から午後5時までの間閲覧に供する。(閉庁日を除く。)
 - イ 八王子市ホームページ
トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 様式集
(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/001/006/p032952.html>)
- ※ 「イ」に掲載のない場合は、「ア」のみとする。
- (6) 入札の結果については、電子調達サービスに掲載するほか、総務部契約課において閲覧に供する。
 - (7) この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等の額に変動が生じる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約金額の変更を行うものとする。
 - (8) 本公告に定めのない事項については、八王子市条件付一般競争入札実施要綱及び八王子市電子入札実施要領による。